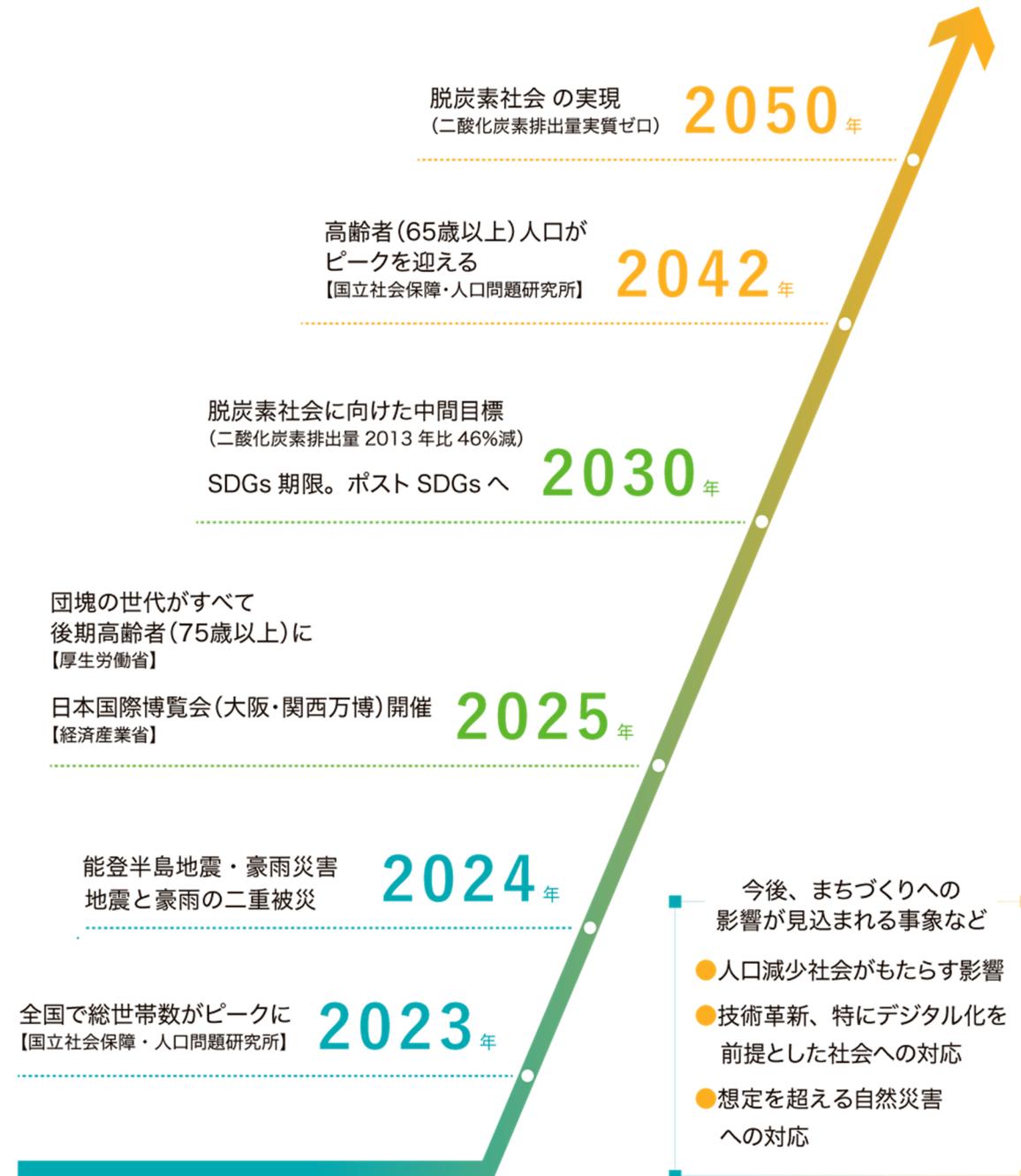


能登町第三次総合計画の策定方針について

1 社会潮流



少子化・高齢化、グローバル化、デジタル化など、社会の変化が激しい現代においては、わたしたちの生活やニーズも多様化しています。まちづくりの羅針盤となる総合計画の策定にあたっては、社会の変化に柔軟に対応することが求められることから、社会潮流の変化に対応できる計画としてまとめています。

2 計画策定の趣旨

能登半島地震・豪雨災害からの創造的復興の推進、ひいては将来にわたり持続可能な町政運営を行うため、2035年度を目標年次とする新たな総合計画の策定に着手する。

▷これまでの経緯

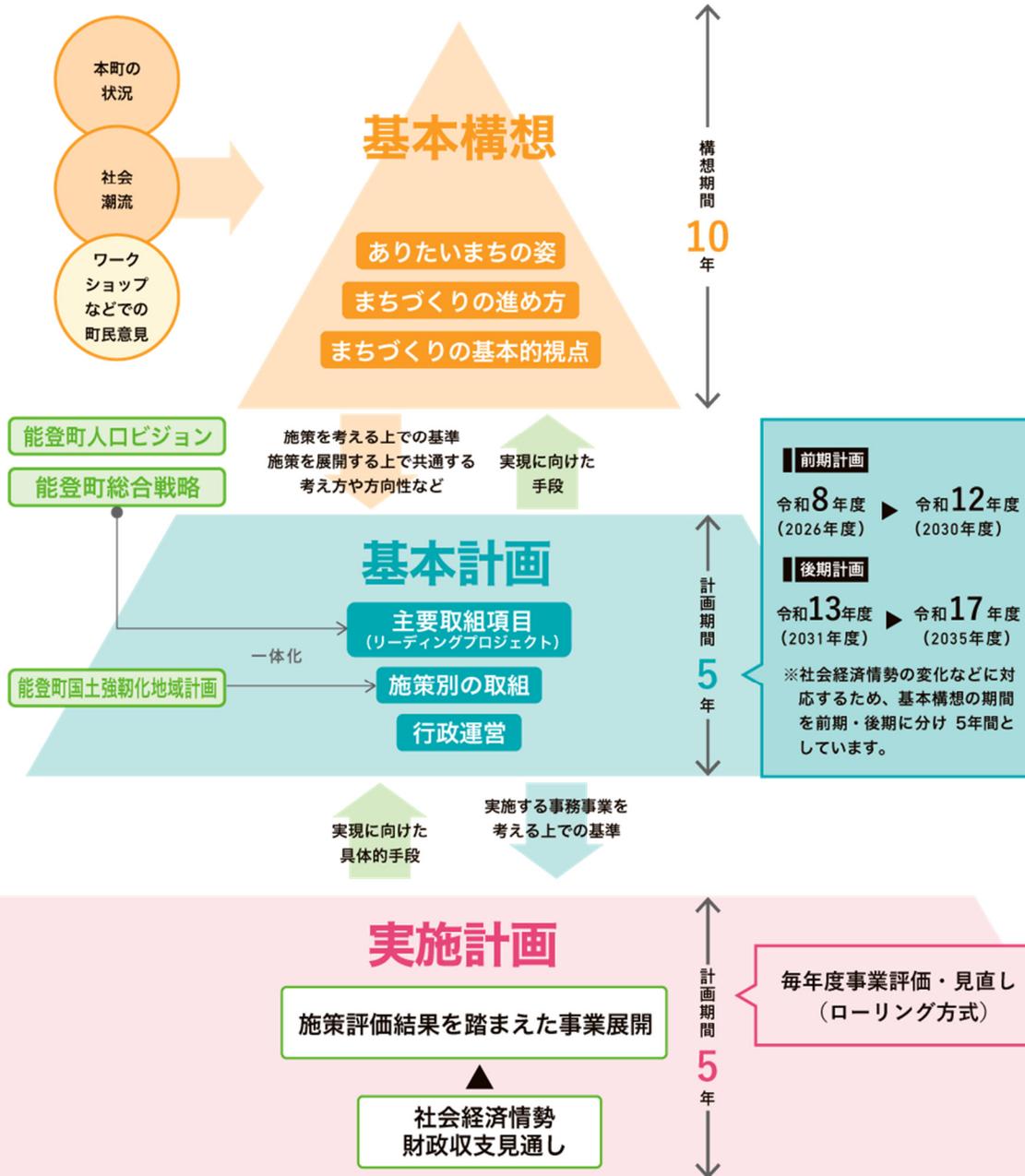
- 現在、能登町第二次総合計画（2016～2025）に基づき、将来都市像である「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来へつなぐまちづくり～人づくりが礎となる 未来への虹の架け橋づくり～」の実現を目指し、様々な施策を展開し総合的かつ計画的なまちづくりを進めている。
- 令和6年1月1日に発生した能登半島地震、その8カ月後の9月21日から23日にかけて発生した奥能登豪雨の二度の未曾有の大規模災害により、人的被害や家屋被害に加えて、能登の里山を形成する山々や農地にも深刻な被害が及んでいる。
- 昨今では、新型コロナウイルスの流行による新しい生活様式への対応やデジタル（DX等）社会の到来、人口減少・超高齢社会の進展などによって、本町を取り巻く社会の状況は大きく変化している。

▷持続可能なまちの創造に向けて、新たな総合計画を策定

- こうした中、第二次計画が令和7（2025）年度末で終了することから、創造的復興を推進し新たな時代に対応するためのまちづくりの指針として、能登町第三次総合計画を策定する。

3 総合計画の概要

《総合計画の構成》



【能登町第三次総合計画の構成】

計画期間：令和8年度から令和17年度までの10年間

① 基本構想

基本構想は、総合計画の最上位に位置する計画であり、本町の目指す姿を明らかにし、目指す姿を達成するための行政の役割を示すものと位置付け。

② 基本計画

基本計画は、行政組織の基本方針として位置付けられるものであり、基本構想で示された本町の目指すべき姿を、町長方針や住民意向に基づき各分野においてどの程度達成するかを「成果指標」により示し、限られた行政資源を戦略的・合理的に調整するものと位置付け。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に示す目標を達成するための行動計画（主に本町が主体として実施する主要事業をまとめたもの。ただし、町民や民間事業者等が本町と連携、協働して行う事業や国・県等の施策・事業等についても対象。）として位置付け。

4 総合計画を策定するにあたっての視点

地震や豪雨災害によって一層厳しくなった人的資源や財政状況が見込まれており、今後はより一層、本町の豊かな資源と魅力を守り、これまでの地域課題や災害で顕在化した新たな課題の解決を目指していく必要がある。このような中で、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、以下の視点を踏まえ策定する。

町長方針

「町民の声を反映し、明るく希望の持てるまちづくり」

第二次総合計画

「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来へつなぐまちづくり
～人づくりが礎となる 未来への虹の架け橋づくり～」

第一次総合計画

「一歩前へ進むまちづくり」

復興計画

「次世代が希望を持てる持続可能なまち」

▼能登町における総合計画策定における視点

「ともに創り、
ともに生きる」

、、、総合計画へ



5 策定方針-1

1. 創造的復興の羅針盤となる計画づくり

地震や豪雨災害によって急速に進展することが予想される少子高齢化、人口減少などの人口動態の変化等を踏まえたうえで、DXや脱炭素など最新の社会動向を反映させるとともに本町の重要課題等を明らかにし、創造的復興に向けて次の10年の進むべき方向性を示す計画とする。

2. 町民のWell-being（ウェルビーイング・幸福度）の向上を目指す計画づくり

人間の幸福、健康、福祉などを広範に包含するウェルビーイングという概念が近年、国際社会や日本政府において取り入れられている。本町においても身体的・精神的・社会的に良好な状態にある人々の幸せを示すウェルビーイングの向上を、行政・町民・事業者等、町に関わる全ての人々が共有し、目指す価値観として位置づけた計画づくりを行う。

3. 実効性の高い計画づくり

基本計画の策定に当たっては、EBPM（合理的根拠に基づく政策立案）の考え方を踏まえ、有効な施策を講じるとともに、その後の進行管理を見据え、本計画の策定にあわせて見直しを行う行政評価との連動を図り、その結果に応じて事業等の見直しを行える仕組みとすることで、PDCAサイクルが循環する実効性の高い計画とする。

5 策定方針-2

4. 多層多元の町民参加による計画づくり

10年、20年後（次世代の子どもたち）を見据え、行政だけでなく、町民、事業者、さらには復興支援に関わる方たちなど、多様な人々を計画策定段階から巻き込み、計画策定後もまちづくりを自分事として捉え、考え、ともに行動（協働）していく計画とする。

5. 個別計画との整合・一体化

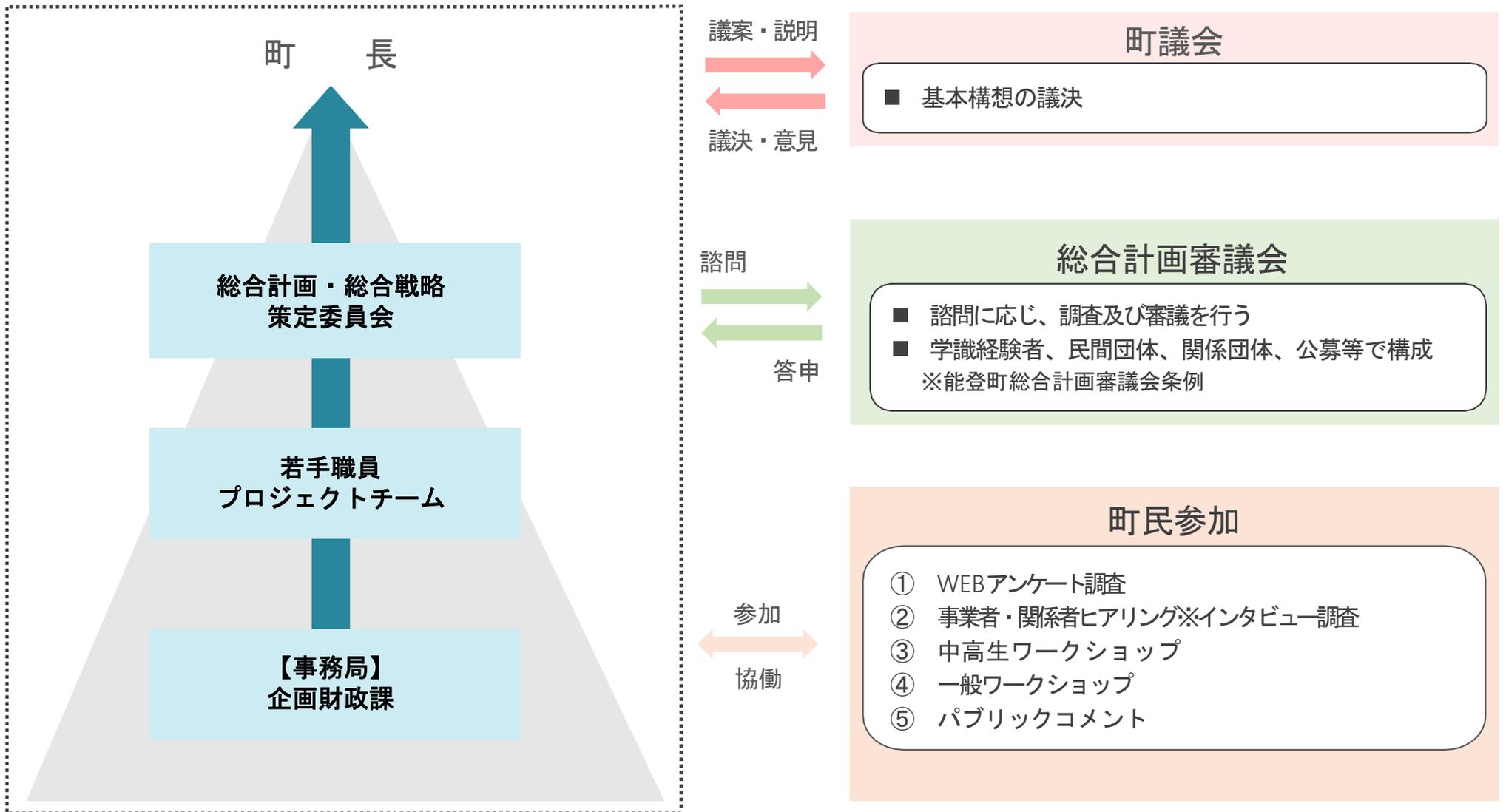
特定の行政課題に対応する個別計画との関係性を明確にし、整合を図るとともに、地方創生に関する目標や施策をとりまとめた地方版総合戦略、および、能登半島地震・奥能登集中豪雨災害の教訓を踏まえ、「強くしなやかな」まちづくりを推進する国土強靱化地域計画とを一体的に策定し、効果的かつ効率的に施策を推進する。

6. 誰にでも分かりやすく、使いやすい計画づくり

目指すべき姿・価値観が明確に描かれており、町に関わる全ての人にとって分かりやすく、使いやすい計画づくりを行う。

6 策定体制

町民の意見を丁寧に聴取しながら庁内会議で検討を行い、総合計画審議会による審議、町議会への説明を行いながら策定を進める。



7 策定スケジュール

令和7年12月議会に議案を提出するスケジュールで策定を進める。

	令和7（2025）年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
全体進行		現状分析・評価		方向性 検討		計画案提示、協議、とりまとめ					計画最終とりまとめ		
(1)町の現況把握及び 構造の分析			ヒアリング調査 デスクリサーチ（統計等の整理）										
(2)現行計画の進行状況の確認		進捗確認	シートの作成	各課ヒアリング									
(3)住民ワークショップの 実施支援			募集	①	②	③		④					
(4)将来人口の推計			人口推計作業		土地利用、財政フレームの検討								
(5)総合計画基本計画及び 総合戦略の策定		町長ヒアリング★		基本構想		基本計画、総合戦略、 国土強靱化計画							
(6)パブリック・コメント及び 広報の実施支援				広報		広報		広報			パブ コメ		広報
(7)策定委員会等の運営支援				①		②			③				④
(8)法令や制度などの動向に 関する情報提供							①					②	
(9)計画書及び概要版の印刷製 本 報告書取りまとめ						①			②			③	
(10) 打ち合わせ協議	①		②	③	④		⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩

8 【参考】能登町のこれまでの総合計画（復興計画）

	策定年	目標年次	まちづくりの理念または将来像	策定時の町長
第1次	平成18年 (2004年)	平成27年 (2014年)	奥能登にひと・暮らしが輝くふれあいのまち ～一歩前進むまちづくり～	持木 一茂
第2次	平成28年 (2015年)	令和7年 (2025年)	人をつなぎ、地域をつなぎ、未来(あす)へつなぐまちづくり	
復興計画	令和7年 (2025年)	令和14年度 (2032年)	次世代が希望を持てる持続可能なまち	大森 凡世


 次期総合計画

9 【参考】次期総合計画の構成イメージ

- ✓ 基本構想(創造的復興を含む)は10年とし、基本計画は前期計画(5年)と後期計画(5年)とする。
- ✓ 基本計画には政策・施策の体系のみを示し、実施計画に「重点的取組」を追加する。

第二次総合計画

次期総合計画

